

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第十号）
（市町行財政課）

- 一 改正の理由
知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

- 1 市町が処理する事務に追加したもの

事	務	対象市町
一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務のうち、一般廃棄物処理施設設置者等が欠格事項に該当するおそれがあるものとして省令で定める者に該当した場合の届出の受付		竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町
二 浄化槽法に基づく事務のうち、浄化槽の使用の休止及び再開の届出の受付		市町（広島市、呉市及び福山市を除く。）
三 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務のうち、動物販売業者等による動物の種類ごとの数等に係る届出の受付等		呉市及び福山市

- 2 市町が処理する事務から削除したもの

事	務	対象市町
動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務のうち、犬猫等販売業者による犬猫等の種類ごとの数等に係る届出の受付		呉市及び福山市

- 3 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

- 1 二1の表の一及び二3（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関するものに限る。）の改正 令和二年三月二十四日
- 2 二1の表の二及び二3（浄化槽法に関するものに限る。）の改正 令和二年四月一日
- 3 二1の表の三並びに二2及び二3（動物の愛護及び管理に関する法律に関するものに限る。）の改正 令和二年六月一日